

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者の皆さまへ 各種支援策をご利用ください！

NEW

新型コロナウイルス感染防止対策補助金

市では、新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている事業者に対し、事業者の事業再開および継続を強力に後押しするため、感染拡大防止対策に取り組む事業者が、その対策を行う際に要する経費について、補助金を最大50万円支給します。

最大
50万円

支給額

- ◆ 新型コロナウイルス感染防止対策として取り組む設備の整備等に要する経費の総額
- ◆ 最大50万円(1事業者1回限り)
- ◆ 対象経費に対して他制度の補助金等の交付を受けている場合は、該当交付金額分は控除

支給対象者

- ◆ 市内に本社もしくは本店または事業所を有する中小企業
市内に住民登録もしくは事業所を有する個人
- ◆ 県が実施する感染症予防対策システム「いばらきアマビエちゃん」に登録し、発行された感染防止対策宣誓書に記載されている感染症対策に取り組んでいること
- ◆ 補助金支給後も事業を継続する意思があること

※同規模の社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人も対象。

※政治団体、宗教組織、暴力団関係者は対象に含まれません。

申請方法、支給対象経費、必要書類等の詳細は市ホームページをご確認いただくか商工観光課へお問い合わせください。

商工観光課 ☎内線1521~1523



申請期限：令和3年3月31日(水)

NEW

営業時間短縮要請に伴う協力金

令和2年

11月30日～12月13日(14日間)の期間

午後10時～午前5時の間の営業自粛にご協力いただいた飲食店等の皆さまに協力金を支給します。

1店舗あたり
28万円

対象業種

酒類を提供する飲食店または接待を伴う飲食店

支給額

令和2年11月30日～12月13日(14日間)
1店舗当たり28万円(店舗数に応じて加算)

対象要件

- ◆ 茨城県からの営業時間短縮要請にご協力いただいた事業者であること
- ◆ 要請を行った日以前に営業を開始した飲食店等を管理する法人または個人事業主であること
- ◆ 県が定めるガイドラインに基づき感染防止対策を実施し、「いばらきアマビエちゃん」に登録していること

申請方法

書面申請(県の窓口へ郵送)または電子申請

申請期限：令和3年1月31日(日)

必要書類等の詳細は県ホームページをご確認ください。申請書のダウンロード、電子申請もこちらから▶



県営業時間短縮要請および協力金問い合わせ窓口
(県産業戦略部中小企業課) ☎029-301-5393

締め切り間近!

牛久市事業者支援金

国の持続化給付金の対象とならない事業者へ市独自の支援金を一律20万円支給します。

一律
20万円

支給額

法人・個人事業者ともに、一律20万円を支給

支給要件

- ◆ 法人…本店を市内に置いていること
- ◆ 個人事業者…住所を市内に置いていること

支給対象者

- 次のいずれかに当てはまる方
- ◆ 2019年以前から事業収入(売上)がある事業者
2020年1月～12月のいずれかの月の売上が、前年同月比で30%以上50%未満の範囲で減少した事業者
 - ◆ 2019年中に創業した事業者
2020年1月～12月のいずれかの月の売上が、2019年の月平均の売上に比べて30%以上50%未満の範囲で減少した事業者
 - ◆ 2020年1月1日～4月17日までに創業した事業者

申請方法

商工観光課へ必要書類を郵送

申請期限：令和3年1月15日(金)

申請方法、必要書類等の詳細は市ホームページをご確認いただくか商工観光課へお問い合わせください。



商工観光課 ☎内線1521~1523